

鳥獣被害対策に係る補助について!!

1 捕獲報奨金制度

県又は市から受けた有害鳥獣の捕獲許可に基づき、イノシシ、シカを捕獲した方に対して、報奨金を交付します。

※狩猟により捕獲された個体は対象外です。

(問 小田原市農政課 TEL0465-33-1494)

2 侵入防止柵購入費の補助（申込期間：8月10日（月）～10月30日（金））

農地への侵入を防ぐ侵入防止柵を設置する場合に、その費用の一部を補助します。

＜補助対象者＞

市内に住所を有し、農地を所有又は利用権設定等により農地を借用し、個人又は団体が継続的に農産物を生産する販売農家（経営耕地面積 30a 以上、又は農産物販売金額が年間 50 万円以上の方）。

※事前予約制のため、必ず電話にてご連絡ください。

※申込み前に購入した柵については対象外です。

※申込みの際は、必ず事前に農地の地番と所有者の把握をし、設置する予定箇所ごとの距離の計測をお願いします。

※申込多数の場合は抽選とさせていただきますことがあります。

(問 小田原市農政課 TEL0465-33-1494)

3

狩猟免許取得経費の補助

狩猟免許の取得経費の一部（試験費用、講習会受講料）を補助します。

※ただし、狩猟免許取得にあたり、この補助金以外の助成を受けている場合は、その助成金額等を差し引いた金額になります。

※領収書は無くさないよう保管ください。

(問 小田原市農政課 TEL0465-33-1494)

4

くくりわな購入費等の補助

くくりわなの購入費、材料費の一部を補助いたします。ご希望の場合は JA かながわ西湘営農企画課へご連絡ください。

(問 JA かながわ西湘営農企画課 TEL0465-46-6952)

各種補助等には、それぞれ必要な条件があります。
ご希望の場合は必ず実施する前に小田原市農政課又は JA かながわ西湘営農企画課へお問い合わせください。



鳥獣被害対策を行うためには、被害状況を把握する必要があります。
被害届の提出にご協力をお願いいたします。